



# 酒井茂の県政だより

Vol.6

発行責任者:酒井 茂 〒399-4432 伊那市東春近原新田8243 TEL/FAX.0265-73-5606

## 県議会 11月定例会

一般質問(12月2日)



一般質問に立つ酒井議員

### I 県の現地機関 見直しについて

#### 地方事務所について

・地域では、地方事務所の組織などを変えるべきとの声はない。  
・長野県では地方事務所は70年以上の歴史があり、「地方事務所」の名称は地域に定着している。

Q:現状の地方事務所ではなぜいけないのか?  
知事:これまで以上に現地機関が地域に寄り添い、信頼される役割を担う組織に変え、合わせて名称も変更する。

Q:今回の機関の見直しの理由や内容について、住民に説明すべきと考えるが、どうか?  
知事:今回の見直し案は、行

政機構審議会の諮問・答申を経たもので、答申に当たっては、市町村アンケートや県民意見を募集し、その結果を参考にした。今後県民に対し地域振興局の役割について周知を行っていく。

#### 地方事務所の見直しの 問題点について

・今回の見直しにより、地方事務所職員の4分の1にも当たる職員数が減少することから、災害時における現地災害対策本部の機能が弱体化し、県の危機管理能力の低下につながる。

Q:県の危機管理能力の低下をどうカバーするのか?  
危機管理部長:危機管理能力が低下することのないように、県が一体となって対応していく。災害の状況により、職員体制に不足が生じる場合には、県庁の災害対策本部や他の地方部の職員が応援に入る。

#### 現地機関見直しの あり方について

・現地機関の最も大きな課題は、市町村長や職員が協議などのために、県庁に出かけなければならないことが多く、市町村にとっては大変な負担であり不満も大きい。  
・市町村長や職員が県庁に出かけなくても、現地機関で協議などが済ませられる組織へと移行していくことが求められる。

Q:今回の見直しの理由は何か、また見直し市町村や地域住民にとって、具体的にどのようなメリットがあるのか?  
知事:現地で発生している課題は縦割りだけでは対応できないものが多くなっているため、現地機関レベルで横串を刺して対応していくことができるようにする。

例えばリニアを活用した地域づくりを考えたときに、広域観光の推進については地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所などが一緒になって観光を考えるといった総合的な対応をする。

地方事務所は平成29年4月から地域振興局に変わります。

### II 農業大学校について

#### 農業大学校の 入学生確保等について

・2年制の「実践経営者コース」を平成26年度に新設したが、入学者数は大きく定員割れしている。  
・2年制の「農業経営コース」は、卒業生の就農者の割合が20%と低迷している。

Q:「実践経営者コース」の志願者・入学者が少ない状況と、「農業経営コース」の卒業生の就農率が低い状況に今後どう対応していくのか?  
農政部長:「実践経営者コース」は、卒業生が活躍している状況やコースの特長など積極的にPRを行う。

「農業経営者コース」は、学生の就農意欲の向上が最近見られるので、今後一層の学習指導

の充実に努める。

Q:農業高校からの入学者を増やすことが、将来の農業経営を担う優秀な人材を多く養成することにつながるかと考えるが、どう対応するか?  
農政部長:就農への動機づけを深める就農体験や農業高校生と農大生の交流の実施などについて、現在農業高校と検討を進めている。

Q:優秀な学生を確保していくため、また農業大学校の知名度を県内外に高めるために、今後どのような対応をしていくのか?  
農政部長:現状では高校生やその保護者、高校の教員などに対する大規模の知名度は低い。

#### 農業大学校の 情報発信について

Q:優秀な学生を確保していくため、また農業大学校の知名度を県内外に高めるために、今後どのような対応をしていくのか?  
農政部長:現状では高校生やその保護者、高校の教員などに対する大規模の知名度は低い。

農政部長:学校訪問や、県内の担い手農業者へのダイレクトメールによる募集のほか、今年度から高校生や県外者が参加しやすい週末に「農大サウンデー見学会」を試行的に実施している。HPやメディアを通じて卒業生の活躍の紹介、県内外の就農相談会を活用しての積極的なPRに取り組む。



長野県農業大学校 松代キャンパス

## 常任委員会

### 建設部関係

#### ●入札改革と建設業の振興

・品確法(公共工事の品質の確保の促進に関する法律)では、建設業の育成のため、入札改革(工事の施工に伴う適正利潤の確保、入札予定価格の適正水準の設定、ダンピング発注の防止)や計画的な発注などを求めている。

・しかし、県下の市町村では法律の趣旨が徹底されていないため、請負事業者が利潤を確保できないなど、中小の事業者は大変苦しい経営を余儀なくされている。

Q:県がリーダーシップを発揮して、各市町村長が法律の趣旨を理解し、法律が求めていることを順守するよう周知徹底する機会を設けるよう提案する。

A:これまで市町村の担当者を対象に説明会を開催してきたが、市町村長を対象にした会議や懇談の機会を設け、周知徹底していきたい。

